平成２４年（フ）第３９４号
岡山市南区西市509番地21
債務者　鈴木友加里
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６９号
東京都八王子市打越町1527番地
債務者　青木　従道
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９８４６号
東京都北区豊島１丁目39―15―303
債務者　齋藤　直美
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８５２号
東京都葛飾区西水元３丁目６―12　ハイツモチダＮｏ．２―201
債務者　草間　英子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第７０号
茨城県石岡市木幡2304番地
破産者　有限会社ツクバ住建
1　決定年月日　平成24年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　本件については、債権者から債権の届出がなく、かつ、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認められるから、破産法217条１項を類推適用する。
水戸地方裁判所土浦支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２３８号
愛知県丹羽郡大口町大御堂１丁目190番地
破産者　前田造園土木株式会社
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第７４９４号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目６番15号
破産者　溝畑喜代美
1　破産債権の届出期間　平成24年９月14日まで
2　一般調査期日　平成24年10月18日午後４時
平成24年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１３号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番１―103号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽２丁目36番15号
破産者　名村　　勉
1　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
2　一般調査期日　平成24年10月25日午前11時20分
平成24年８月16日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５９号
宮崎県延岡市幸町２丁目89番地２
破産者　株式会社オリオン
1　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
2　一般調査期日　平成24年10月19日午後３時
平成24年８月17日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第７４号
宮崎県延岡市川島町3923番地14
破産者　新名　静子
1　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
2　一般調査期日　平成24年10月19日午後３時
平成24年８月17日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第７５号
宮崎県延岡市川島町3923番地14
破産者　新名　　力
1　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
2　一般調査期日　平成24年10月19日午後３時
平成24年８月17日　宮崎地方裁判所延岡支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第２号
山口県周南市大字大河内2100番地の120
破産者　中野奈緒美
異議申述期間　平成24年９月18日まで
平成24年８月17日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第２４３１号
大阪市天王寺区大道１丁目４番１号　Ｓパレス天王寺604号
破産者　デザイン写楽こと　小西　秀司
異議申述期間　平成24年10月４日まで
平成24年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０４０号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社ワイエス商事
代表清算人　浅倉　郁男
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続終結

平成２３年（再）第２号
北海道河東郡士幌町字中士幌幹線102番１
再生債務者　道東プレカット事業協同組合
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成24年８月15日　釧路地方裁判所帯広支部

平成２１年（再）第３９号
大阪市中央区瓦町２丁目４番７号、開始決定時の本店所在地大阪市西区南堀江１丁目11番１号
再生債務者　栗本建設工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年８月14日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１２１号
千葉県習志野市東習志野８丁目21番24―107号
再生債務者　鈴木万紀子（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月４日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月18日から平成24年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１２８号
千葉県浦安市入船２丁目４番907号
再生債務者　熊本　竜一
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月４日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月18日から平成24年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第２９号
長崎県長崎市多以良町2115番地８
再生債務者　守田　　貢
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月４日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月18日から平成24年10月２日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係